

第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画 に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

「基本指針」（大臣告示）は、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。
令和8年3月31日に告示。

都道府県及び市町村は、基本指針に即して3か年の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定。計画期間は令和9～11年度。

2. 基本指針の主な見直し事項

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児支援の提供体制の整備等
- 地域における相談支援体制の充実強化
- 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
- 障害福祉サービスの質の確保等
- きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- 高次脳機能障害者に対する支援
- 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 住宅セーフティネット制度との連携
- 地域差の是正・指定の在り方等
- 障害者等に対する虐待の防止等
- スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
- 災害時における障害福祉サービス提供の確保

3. 成果目標

①施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・ 施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・ 精神病床における1年以上入院患者数
- ・ 精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】
- ・ 心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・ K6により住民のこころの状態を把握【新規】

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県(必要に応じて政令市)
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域
- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域(都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画)
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県(必要に応じて政令市)【新規】

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**